

## 第1章 総則

- 第1条 このサークルはビジネスサークルと称する。
- 第2条 このサークルの主たる事務所は横浜市神奈川区の有限会社**AnytimeLohas**に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
- 第3条 このサークルは会員の情報センターとして、企業経営上の諸問題を共に研究することにより会員の振興に貢献し、併せて会員相互の懇話親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 このサークルは前条の目的を達成するために次の事業を行なう。  
(1) 企業経営上の諸問題の研究ならびに指導  
(2) 前号に関わる資料ならびに図書収集と発行  
(3) 企業経営に関する講演ならびに研究会  
(4) 会員の親睦を図るために必要な諸施設の運営  
(5) その他上記に付帯する事業
- 第5条 前条の事業を行なうため、有限会社**AnytimeLohas**は、ビジネスサークル運営部門を設置し、運営に当たるものとし、これに必要な措置を適宜採ることができる。

## 第2章 会員

- 第6条 このサークルは第3条の主旨に賛同する法人・個人を会員として、これを組織する。
- 第7条 このサークルに入会しようとする者は、事前審査によって有限会社**AnytimeLohas**野田宜成の承認を受けなければならない。但し、既入会員に不利益を与えないものとする。
- 第8条 入会希望者は、所定の申込用紙に必要な事項を記載の上申込み、有限会社**AnytimeLohas**野田宜成の承認を得ることにより、会員資格を取得する。
- 第9条 会員は第15条に定める会費を納めねばならない。
- 第10条 会員は申し込みプランに応じ、次の特典を受けることができる。  
(1) 月例勉強会（東京・沖縄）への無料参加（月1回）  
(2) 勉強会収録CD  
(3) 月1回の個別相談  
(4) FAX・メールによる経営相談  
(5) ビジネスサークル主催によるセミナー・各種イベントへの割引参加
- 第11条 会員はこのサークルの目的を逸脱し、または他の会員の迷惑となるような行為をしてはならない。特に宗教的活動（布教活動や物品販売を含む）や勧誘行為などは迷惑行為に該当する。
- 第12条 会員資格は次の事由により消滅する。  
(1) 会員より退会の申し出があった場合。  
(2) 会員として著しくこのサークルの名誉を傷つけ、または本会則に違反するとして有限会社**AnytimeLohas**から除名処分を受けた場合

## 第3章 会費

- 第13条 このサークルの会費はプランに応じ次の通りとし、年間会費一括全納、または年12回の分割払いとする。
- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) プラス会員 | 年額 360,000円（消費税別途加算） |
| (2) 本会員   | 年額 120,000円（消費税別途加算） |
| (3) CD会員  | 年額 72,000円（消費税別途加算）  |
- 第13条-1 一度脱会した会員が、再度入会する場合、再入会金（3万円）を納める。
- 第14条 既納の会費は事由のいかんを問わず返還しない。
- 第15条 会費金額の変更は、有限会社**AnytimeLohas**が必要と認めた時、これを行なう。

## 第4章 雑則

- 第16条 このサークル会員は本会則を守る義務がある。
- 第17条 本会則の変更は、有限会社**AnytimeLohas**が必要と認めた時、これを行なう。
- 第18条 本会則は平成19年8月1日より発行する。